平成２１年（フ）第３２０８号
名古屋市北区清水４丁目２番８号
債務者　服部　　緑
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１２号
高知市瀬戸南町１丁目12番36号
債務者　大塚　保夫
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０２号
高知市石立町209　メゾンＥＹＥ　Ｃ―203、住民票上の住所高知市帯屋町１丁目10番11号えびすや２Ｆ
債務者　藤﨑　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０５号
高知市南竹島町62番地20
債務者　藤森　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０８号
高知市介良乙2689番地21
債務者　塩見　明子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１１号
高知市介良乙3753番地17
債務者　濵田　　香
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１５号
高知県吾川郡いの町枝川3636番地
債務者　石川　　泉
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２２号
高知市農人町２番５号　クレスト20―502号、住民票上の住所高知市城見町６番３号　澤田ビル２階
債務者　岩松　貴之
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５３号
福岡県田川郡添田町大字庄2453番地の６
債務者　梶原　　太
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第６６６号
大分県別府市大字鶴見303番地の３
債務者　花木　圭佑
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８４号
大分市大字光吉1624番地の99
債務者　日名子　隆
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９３号
大分市賀来北１丁目２番８号
債務者　大塚健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９４号
大分県別府市大字鶴見1989番地の19
債務者　尾林　祐二
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９８号
大分県由布市湯布院町川上591番地６パストラル・ハイムⅡ―203号室
債務者　麻生　慶一（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７１０号
大分市王子新町９番６号
債務者　高野　松親
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
大分県速見郡日出町3854番地９エクセルシオールおおが301号室
債務者　荒巻　之博
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅15棟７号
債務者　清山　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係